

## 令和2年第40回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	午前10時00分から		
	令和2年12月16日(水)		
	午前10時25分まで		
出席者	委員	梅田委員長、與川職務代理、小井委員、本橋委員	
	事務局	石田局長、油川次長、水越担当係長	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから令和2年第40回定例会を開会いたします。		
	報告事項40-1 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る留意事項について		
局長	(別紙のとおり、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行に係る留意事項について説明し、報告した。)		
局長	これは、今回開催の国会にて法律改正され、12月4日付で公布されたものです。内容として、①手紙、はがき等の普通扱いの郵便物の配達頻度を見直し、週6日以上を週5日以上に緩和すること(土曜配達の休止)、②普通扱いの郵便物の送達日数を見直し、郵便物の差出の日から原則3日以内の配達を原則4日以内の配達に緩和すること(翌日配達の廃止)を定めています。選挙事務に関連するところでは、不在者投票の請求、選挙運動用通常葉書の差出、投票所入場券の発送等について、留意するよう通知がされました。なお、改正法の施行日については、公布の日から起算して6月(令和3年6月3日)を超えない範囲内で政令にて定めるとしています。		
小井委員	選挙運動用葉書の取扱いについても、同様なのですか。		
局長	法改正に関連する審議会において、選挙運動用葉書については、土曜日でも引き続き配達を行う方向で考えられています。		
本橋委員	この改正内容は、来年執行される東京都議会議員選挙でも、適用されるのですか。		
局長	来年の東京都議会議員選挙は、6月3日を超えて執行されるので、適用される形になると考えられます。		
與川委員	改正法の施行日については、別の政令にて定めるのですか。		

局 長	近年の法律改正の施行日については、別途の施行令にて規定されることが多くなっています。本件も、これに該当します。
委員長	杉並区において、郵便に関連するトラブル等は、最近ありましたか。
局 長	特段はありませんが、例えば、候補者の選挙運動用葉書が有権者に郵送された際に、記載された住所が分かった理由について、有権者からの問合せが生じることがあります。これは、公職選挙法の規定に基づく候補者等が行う名簿閲覧による場合が考えられます。
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。